担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町公民館条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第23号

【基準】

第9条及び柴田町公民館規則第9条の規定による。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の返還)

- 第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合と し、返還する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 公用又は管理上の都合により使用の許可を取消した場合 全額
 - (2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 全額
 - (3) 使用者が使用日前7日までに使用の取消しを申し出た場合 5割
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和 3 年 12 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	